

お知らせ

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の特定物質「リシン」の取扱いについて

貿易局輸入課 (8.3.21)

「リシン」については化学兵器禁止条約の国内実施法たる化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質として、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の承認が必要となっておりますが、今般、「リシン」のうち「RCAI20」については、化学兵器禁止条約の対象外であることが国際的に明らかになりました。

このため今後「RCAI20」の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の承認を要することなく可能となります。

なお、「RCA60」につきましては、従来どおりの扱いとなっておりますのでご注意ください。